

## 地区社会福祉協議会活動事業助成金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域福祉活動の継続的实施を図るため、地域住民の積極的な福祉活動を推進するとともに、地域住民自らが地域で支え合う体制を整え、福祉のまちづくりを推進することを目的とする事業(以下「事業」という。)を実施する地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、助成金の対象となる事業は、前条の目的を達成するために地区社協を設立(以下「新規立ち上げ」という。),又は設立した地区社協を組織として継続するものをいう。

### (助成金の交付)

第3条 市社協は、地区社協の新規立ち上げ、継続について助成するものとする。

- (1) 新規立ち上げ助成金は 上限額 100,000円とする。
- (2) 継続助成金は 上限額 30,000円とする。
- (3) 当該地区社協において前年度に社協一般会費納入実績がある場合は、「あったか笑顔のまちづくり推進事業助成金要綱」(平成19年4月1日施行)の事業を選択することができる。

### (助成金の交付申請)

第4条 申請しようとする地区社協は、助成金交付申請書(別紙様式1)に必要な事項を記入し、事業計画書等(別紙様式2-1・2-2)を添えて、市社協に提出する。

### (助成金の交付決定)

第5条 市社協は、前項の規定により申請のあった場合は内容を審査し、承認したものについては決定通知書(別紙様式3)により通知する。

### (助成金交付の請求)

第6条 助成金交付決定を受けた地区社協は、助成金交付請求書(別紙様式4)を市社協に提出する。

### (事業の実施報告)

第7条 地区社協は、当該年度の活動実績報告書(別紙様式5・5-1・5-2・5-3・5-4)をまとめ、翌年度の5月末までに市社協に提出する。

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。